事業実施機関のための 「JICA 安全標準仕様書」使用ガイド (仮訳版)

2021 年 2 月 独立行政法人 国際協力機構

事業実施機関のための 「JICA 安全標準仕様書」使用ガイド(仮訳版)

目次

			頁
1	序		.1
	1.1	一般	. 1
	1.2	JSSS の目標	. 1
	1.3	有効性	
	1.4	内容	. 1
	1.5	適用	.2
	1.6	JSSS の入札と契約への組込み	
	1.7	健全な作業環境	. 2
	1.8	安全衛生要求事項の遵守のための費用	
	1.9	仕様書の構成	.3
	1.10	特記安全仕様書の起草	
	1.11	進行中のプロジェクトでの使用	.4
	1.12	円借款事業に係る標準入札書類	
	1.12		•
2	特記多	₹全仕様書	.5
	2.1	作成に関する一般事項	. 5
	2.2	特記の要求事項	
3	数量明]細書1	15
	3.1	JSSS 要求事項の組込み1	15

事業実施機関のための 「JICA 安全標準仕様書」使用ガイド(仮訳版)

1 序

1.1 一般

- (1) 本ガイドは、実施機関及びそのコンサルタント(該当する場合)が、JICA安全標準仕様書(以下、「JSSS」という)を適用することに実施機関が合意したプロジェクトの入札及び契約図書を作成する際の情報及び助けとなることを意図して作成及び発行したものである。
- (2) 本ガイドで「実施機関」というときは、JICAの要求事項に従い設計段階の業務を遂行するために任命されたコンサルタントを含むものと見なす。
- (3) 本ガイドの使用者が JSSS の使用に関して疑問があるときは、適切な JICA 職員に意見を求めるものとする。
- (4) 本ガイドは参考情報であり、いかなる工事においても契約の一部を構成するものではない。
- (5) 本ガイドで使用する定義及び略語はJSSSのものと同様とする。

1.2 JSSS の目標

- (1) JICAは、JSSSに言及されているように、ODAプロジェクトに携わるすべての関係者が、人間の安全保障と人権の維持を本質的かつ基本的なものとして、その確立と維持に努力することを要望する。
- (2) 安全衛生を最優先する作業環境を創造することにより、「安全第一」をスローガンとして工事のゼロ災害を達成することを共通の目標とする。
- (3) この目標を達成するために、JICAは、JICAが融資するプロジェクトに適用されること を願い JSSS を発行した。

1.3 有効性

借款契約の当事者間で新規プロジェクトへの JSSS の適用が合意されたとき、JSSS は有効となる。実施機関は JSSS を当該プロジェクトに対する安全衛生管理の技術的根拠として使用すること。

1.4 内容

- (1) JSSSは、工事実施中を通して請負者が遵守すべき最低限の安全衛生に係る要求事項を 規定している。
- (2) JSSS は、工事の安全な遂行を促進するために、作業計画及び安全計画の作成、提出、 レビュー及び返答の流れの手続きを要求事項として規定するとともに、安全衛生管理 に対する一般的なルールを含んでいる。JSSSは、さらに発注者、エンジニア、他の請 負者の関与を記述しており、安全衛生の一般的運営と管理に関する要求事項を示して いる。

1.5 適用

- (1) JSSS は、国際コンサルティング・エンジニア連盟 (FIDIC) 発行の「発注者の設計による建築ならびに建設工事の契約条件書」 (2010年6月国際開発金融機関版: MDB 版) に基づく、円借款事業に適用するために作成されたものである。
- (2) JSSSは、他の異なる契約形態のJICAの支援事業にも適用することができる。JSSSを使用するときは、安全衛生の向上のための目的、基準及び手順を反映し、プロジェクトの関連する契約要求事項の互換性と一貫性を確保するために、JSSS及びプロジェクトの入札書類内の用語や記述を適切に変更しなければならない。
- (3) 特に FIDIC 発行の「請負者の設計による機電プラント、建築ならびに建設工事にかか る契約条件書」(FIDIC Yellow Book 1999 年初版)が用いられる場合は特記安全仕様書 にわずかな変更を加えるだけで JSSS は使用可能となる(下記 2.2 を参照)。

1.6 JSSS の入札と契約への組込み

借款契約の当事者間で JSSS の適用が具体的に合意されている場合、入札書類には、JSSS が適用されることを前提に入札が行われることを、明確に記述しなければならない。この場合、入札者/請負者は、JSSS に規定されている安全衛生に係る要求事項を厳守する必要がある。実質的に対応していない札(例として、入札段階の安全計画が実質的に不十分なものなど)は、失格とされるべきである。また、発注者及びその要員は、契約の履行中、JSSS 及びその他の要求事項に基づき、請負者の安全衛生に係る責務の遂行状況について注意深く監視することが奨励される。

1.7 健全な作業環境

安全な建設サイトは健全な作業環境から生まれるものである。例えば、入札のための十分な時間、適切な工期、サイトへの連続した円滑なアクセス、合理的で十分かつ詳細な地盤及び水文学の状況に関するデータ、作業場及び材料置き場を含む十分な広さのサイトを確保することなど、可能な限りサイトの安全な作業環境を整えることで、工事の事故発生率ゼロのために実施機関が重要な役割を果たすべきである点をJICAは強調する。

また、JICAは、契約の各当事者が適切な契約管理を行うことで、健全な作業環境が確保されると確信する。サイトにおける安全衛生の維持の責任は請負者にあるが、発注者及びその要員には、「安全第一」の標語のもと積極的に行動することが求められる (JSSS の 1.1[安全宣言]を参照のこと)。これは、安全に影響する状況が発見されたときには、請負者とともに密に行動し適切な助言や指示をすることで達成されなければならない。

1.8 安全衛生要求事項の遵守のための費用

実施機関は、健全な安全衛生対策にはそれなりの費用が必要であることを認識すべきであ り、その額はプロジェクトの費用の見積りの際に考慮する必要がある。対策の中には、数 量明細書に支払項目として含まれるものとするが、これは工事の履行期間中に支払うこと で、請負者に安全衛生要求事項を遵守するインセンティブを与えるものである。(詳細に ついては、3 数量明細書を参照。)

更に、実施機関によって準備された費用見積りは、与えられた自然及び社会環境(例えば 使用する仮設工事)での、実際的な施工方法に基づくものでなければならない。施工方法 は合理的なものでなければならず、数量明細書に該当する支払項目があるか否かにかかわらず、契約において課される安全衛生要求事項を遵守するために、一般的に適用されるものでなければならない。これにより、実施機関はプロジェクトの進行を妨げるような費用の過少見積りを防ぐことが可能となる。

1.9 仕様書の構成

- (1) JSSS は、次に示す表-1.1[JSSSの入札及びと契約書類への組込み]に示すように、工事の仕様書の一部として含まれなければならない。工事の仕様書は次の2部構成とする。
 - (a) 安全仕様書 (JSSS を含む)
 - (b) 安全衛生の要求事項を除いた工事の一般及び技術面の仕様を構成する仕様書の部分
- (2) 安全仕様書は、次に示す2部構成とする。
 - (a) Part 1: JICA 安全標準仕様書(JSSS)契約基準日に発行した JSSS である。
 - (b) Part 2: 特記安全仕様書

プロジェクトの安全衛生要求事項の正確で適切な仕様書を作成するために必要な JSSSへの特別な追加及び変更を含む一覧表で構成される。

表-1.1: JSSS の入札及び契約書類への組込み

契約書類及び優先順位 (GC 1.5 [書類の優先順位]):

- 1. 契約合意書(ある場合)
- 2. 入札承諾書
- 3. 入札状
- 4. 特記条件 Part A
- 5. 特記条件 Part B
- 6. 一般条件
- 7. 仕様書:
 - (1) 安全仕様書
 - (i) 特記安全仕様書
 - (ii) JSSS
 - (2) 一般及び技術仕様書

(決められたものはないが通常次のようなものが含まれる。)

- (i) 一般要求事項
- (ii) 現場準備
- (iii) コンクリート工事
- (iv) その他
- 8. 図面
- 9. 工程表及びその他契約を構成する書類

仕様書の優先順位:

- 1. 安全仕様書において、特記安全仕様書は JSSS に対して優先される。
- 2. 安全仕様書は、安全衛生に関する事項については仕様書の他の部分に対して優先される。
- (注) JSSS が FIDIC Yellow Book を契約約款とする契約に用いられる場合は、JSSS は仕様書(Specification) の一部ではなく、発注者要件(Employer's Requirement)の一部となる(上記 1.5(3)も参照)。

1.10 特記安全仕様書の起草

- (1) JSSS は、請負者が遵守すべき安全衛生の最低限の要求事項の規定であるため、工事の 範囲により正当性が証明されない限り、特記安全仕様書において重要な削除又は変更 を行わないこと。
- (2) プロジェクトの特別な要求事項の追加又は異なる安全要求事項の適用が必要なときは、 これらの要求事項を明確にして特記安全仕様書に含めること。
- (3) 実施機関は、JSSSを適用する仕様書及び入札書類の他の部分を作成するときは、プロ ジェクト安全仕様書の安全衛生要求事項との重複や矛盾がないように注意すること。

1.11 進行中のプロジェクトでの使用

- (1) JICAと実施機関の間で別途合意がない限り、JSSS は全てのJICAが支援するプロジェクトに自動的に使われるべきではなく、本ガイドの 1.3 [有効性]に記述があるように、 JSSS が特定のODAプロジェクトに有効となったときにのみ使用すること。
- (2) 既に JSSS が使用されているプロジェクトでは、JICA と実施機関の間の更なる合意により、JSSS の将来の発行又は改訂版を、オンラインでの発行又は改訂日以降、GC 13.1 [変更の権利]に基づき、エンジニアによる適切な変更の発出により使用することができる。

1.12 円借款事業に係る標準入札書類

- (1) JICA は、円借款事業に係る標準入札書類(Standard Bidding Documents Under Japanese ODA Loans, Procurement of Works (JICA 発行、以降 JSBD という))に、JSSS に対応 するために必要な改訂を行い、再公開する予定である。
- (2) JSSSを遅滞なく使用することができるように、かつ、特定のプロジェクトで使用が合意された場合、当該プロジェクトの入札書類は JSBD の次版の公開前に本ガイドを考慮して作成すること。
- (3) 入札者が JSSS Annex 1.2 [入札段階の安全計画]に基づき入札時に安全計画を提出しなければならないことを指示する説明を、JSBD Section IV. Bidding Forms の安全計画の様式内に注記として含めること。

- (4) HSO を、JSBD Section III. Evaluation and Qualification Criteria において評価される主要要 員の一人であることを規定すること。
- (5) 入札者の安全宣言を、JSBD Section IV Bidding Forms に追加すること。

2 特記安全仕様書

2.1 作成に関する一般事項

- (1) 特記安全仕様書は、JSSSの様々な一般要求事項を変更し、特記要求事項を加えること で、規定の範囲が正確に規定され請負者の責任が明確になるように、注意深くかつ正 確に作成すること。
- (2) 変更は、2.2 の表 2.1 に挙げられている例を対象とする。ただし、この表に挙げられている項目は必要事項を完全に網羅したものではないことに注意が必要である。
- (3) JSSSにおいて使われている「特記安全仕様書に規定」は、全ての要求事項が特記安全 仕様書に規定されている、又は特記安全仕様書において他の仕様書又は契約を構成す る他の書類の特定の部分を参照しなければならないと規定しているとの意味である。

2.2 特記の要求事項

本ガイドの 2.1 [作成に関する一般事項]に記述された要求事項に加えて、実施機関は次の表 2.1 [特記安全仕様書の要求事項の例]に示した項目を含め JSSS の当該条項の変更及び/ 又は追加を行う要求事項を検討すること。

表 2.1 特記安全仕様書の要求事項の例

X = 1 HEXTENSIVE XVVI		
参照条項	要求事項	
JSSS1.2.2(7)	「請負者の設計による機電プラント、建築ならびに建設工事」(FIDIC Yellow	
	Book 1999 年初版)が契約条件書として用いられる場合は、その構成や用語に	
	おいて MDB 版と相当程度類似しているところ、特記安全仕様書において下記	
	の通りわずかな修正を加えるだけで JSSS を用いることができる。	
	「JSSS1.2.2 (7) は下記を下記の通り変更する。	
	JSSS は設計施工契約の一部を構成するものである。このため、「請負者の設	
	計による機電プラント、建築ならびに建設工事にかかる契約条件書」(FIDIC	
	Yellow Book 1999 年初版)に記載の定義が JSSS に等しく適用され、JSSS で	
	使用される。」	
JSSS 1.12	安全衛生管理者に要求される最低の実務経験期間及び資格の種類が記述されて	
安全衛生管理	いる JSSS1.12[サイト安全衛生管理者(HSO)]を参照し、当該国の法律で異なる	
者 (HSO)	経験期間又は資格が要件となっている場合は、その旨を特記安全仕様書に明確	
	に示すこと。	
	大規模で複雑な工事の場合、HSO に以下のような国際的に認知された学歴や	
	職業上の資格を求めることも考慮に値する。	
	(a) International Diploma issued by the National Examination Board in Occupational	
	Safety and Health (NEBOSH) (英国)、又は	

	(b) Certification as a Certified Safety Professional (CSP) by the Board of Certified
	Safety Professionals (BCSP) (米国)
	JSSS における一般的な原則は、安全衛生管理者は工事にフルタイムで配置され、全ての時間を安全衛生管理に費やさなければならないということである。 JICA は、このようなフルタイムの配置が通常の要求事項であり、パートタイム又は兼務は、極端に小さなプロジェクト又は特別な理由により正当性が示される場合にのみ許されることを助言する。
	パートタイム又は兼務での任命の正当性の論拠が、JICAに認められる場合
JSSS 1.21	は、合意された要求事項を特記安全仕様書に明確に記述すること。 特記安全仕様書には、請負者が工事のために、無資格、未熟練又は経験不足の
技術訓練	請負者の外国人要員を、当該国に連れてくることが許容されるかを記述すること。
JSSS 1.22 危険作業	危険作業が必要となる可能性がある場合は、その旨及び全てのあり得る危険性 に関する詳細を特記安全仕様書に記述すること。
	工事の業務範囲に、作業区域において工事を実施することを含む場合には、これらの工事の一覧表と運用の性質と条件の詳細を特記安全仕様書に含めること。請負者の施工方法、時間、特別なアクセス、安全又はその他に関する要求事項や制限があれば、更にその詳細を記述すること。
	保険、安全衛生管理、保安、福利厚生施設等に関する発注者と請負者それぞれ の責任は、誰が実施するか、又は誰が提供するかについて疑義が発生しないよ う、明確に記述すること。
	安全衛生に関する手順を含む発注者の作業手順に関するコピーを、入札者が入 札期間に検討できるよう提供すること。
JSSS 1.22.11 有害物質	設計段階における実施機関によるサイト調査の実施後、サイト又は既存の建物 や構造物に有害物質の存在の可能性があると考えられるときは、調査結果を特 記安全仕様書に含めること。
	請負者が除去を実施する場合は、除去及び処分の範囲と要求事項に関する全て の詳細を図面で示すとともに、特記仕様書に記述すること。
JSSS 1.24 事故対応計画	GC 6.7 [健康と安全]に契約上の請負者の義務を規定しているが、特記安全仕様書には、契約条件によってすでに規定されているものに加えて、請負者に対してサイトで提供することが要求される特別なサービスや施設のリスト及び説明を含むこと。
	これは、サイトが都市部から非常に離れている、及び/又は近くに利用できる 医療施設がない、地区の保健当局が存在しないかその能力及び水準が不足して いる、又は工事の性質により必要な場合は、請負者はサイトにいる請負者の全 要員を完全に保護するために、サイトに追加的なサービス及び施設を供する責任があるものとする。

周辺の状況は、実施機関が設計段階で調査し、全ての要求事項を入札書類に明確に記述しなければならない。

このようなサイトにおける追加的サービス及び施設には例として以下のようなものを含むことが考えられる。

- (1) 資格のある医師と能力のある医療スタッフ
- (2) 十分な応急手当及び治療施設とスタッフ
- (3) 十分な医療機器、医療用品及び医薬品
- (4) 追加の治療室及び回復室
- (5) 有能な運転手及び看護者とサイトに拠点を置く装備の整った救急車
- (6) サイトから外傷治療施設までの移送時間が必要時間を超える場合は、上記に加えて 緊急の航空移送も考慮すること。
- (7) 上記のサービスや施設が週7日、1日24時間利用可能か、契約データに記載された 通常の作業時間内に利用できるようにすること。

特記安全仕様書には、医療、応急手当及び関連するサービスや施設が、契約に 規定された通常の作業時間のみに利用できるものであるか、あるいはそれ以上 の時間に利用できるものであるかを記述すること。

契約で要求されるサービス及び施設、又はJSSSにより要求される追加的なサービス及び施設が欠陥通知期間に継続して必要とされる場合、又は引渡証明書の発行時に発注者に引き渡されるものであれば、その旨を特記安全仕様書に明確に規定すること。これらのサービスおよび施設は全てその仕様とともに記述すること。施設を発注者に引き渡す場合は、交換、修理又は改修に関連する必要性を記述すること。

特記安全仕様書には、請負者の要員及び発注者の要員の帯同家族に対し、事故による負傷(又はそれ以上)の際にサイトの医療、応急手当及び関連サービス及び施設が利用可能か否か、また、それが無料か否かについても記述すること。

JSSS 1.29 プロジェクト 安全委員会

複数の契約パッケージを有する大規模プロジェクトでは、実施機関はプロジェクトを構成する種々の契約を管理及び調整するために、全体のプロジェクト安全委員会の設立を規定することも考えられる。

JSSS 1.30 他の請負者と の安全衛生調

特記安全仕様書には、発注者によってサイト又はその周辺で雇用される可能性 のある他の請負者の工事の範囲を記載し、可能であればその請負者の名称を記 述すること。

整会議 (GC 2.3 [発 注者の要員] も参照)

特記安全仕様書には、サイト又はその周辺での作業を遂行する公的機関、発注者に雇用された第三者の工事範囲、及びそれら組織の名称を記述すること。

JSSS 1.36 健康事項

GC 6.7 [健康と安全]で契約は請負者にその義務を規定しているが、特記安全仕様書は、契約条件によって既に規定されているものに加えて、請負者に対して

健康管理のためにサイトで提供することを要求する特別なサービスや施設のリスト及び説明を含む必要がある。

リストは、休憩所、休憩室、食堂、衛生施設、リクリエーション施設、シャワー施設、更衣室、必要に応じて宗教施設等の施設、備品、設備、それらの使用上の要求事項、及び例えば、発注者の要員やその家族が使用可能かも含む必要がある。

これは、サイトが都市部からある程度離れている場合、及び/又は近くに利用できる医療サービス及び施設がない場合、地域の保健当局がない場合、その能力及び水準が不足している場合、又は工事の性質により必要な場合に特に関係しており、そうした場合請負者は、請負者の要員を完全に保護するため、又利用可能なサービスや施設、又は地域の保健当局の不足を補うためにサイトに追加的なサービス及び施設を提供する責任を負う。

係る状況を、実施機関及びそのコンサルタントは設計段階で調査し、全ての要求事項を入札書類に明確に記述すること。

特記安全仕様書には、サービスや施設が契約で規定された通常の作業時間のみ に利用可能か、あるいはさらに長い時間かを記述すること。

契約により要求されるサービス及び施設、又は JSSS により要求される追加的なサービス及び施設が欠陥通知期間において必要とされる、又は引渡証明書が出された後に発注者に引き渡されるのであれば、その旨を特記安全仕様書に明確に規定すること。これら全ての施設について仕様とともに完全に規定すること。何らかの施設を発注者に引き渡す場合、交換、修理又は改修の要求事項を記述すること。

特記安全仕様書には、サイトでのサービス及び施設が、請負者の要員及び発注 者の要員の帯同家族による利用も可能とするか、またそれが無料か否かについ ても記述すること。

JSSS 1.37 仮設工事の設 計と管理

特記安全仕様書では、標準の要求事項として、請負者が仮設工事の設計と管理を、BS5975[Code of Practice for temporary works procedures and the permissible design of false work](最新版)、又は同等と認められる基準に準拠して行うことを規定している。

請負者が BS5975 に準拠することを要求されない場合は、特記安全仕様書に、この旨及び請負者がいかなる場合も JSSS 1.37 [Design and Management of Temporary Works]に規定の要求事項を遵守し、その詳細を安全計画として提出しなければならないことを記述すること。

JSSS 1.38 不発弾

サイトに不発弾が存在する可能性がある場合には、入札要請前に実施機関は調査すること。その調査結果は明確に記載され、調査および調査結果を含む完全な情報は、特記安全仕様書においては実施機関によって提供されるものとする。

GC 8.1 [工事の開始]に従い、不発弾の除去は工事開始前の条件として、実施機関が自身による手配と費用で行うこと。

除去は、安全で環境的に許容できる不発弾の除去及び廃棄に関する適切で専門 的な資格を持ち、熟練し、経験を持つ、実施機関が直接関与する専門の政府の 組織、軍隊又は請負者によって実行すること。

除去が完了したことは、実施機関の雇用する不発弾除去専門家が発行するサイトからの不発弾除去証明書で証明すること。証明書の写しはエンジニア及び請負者に供すること。エンジニア及び請負者が証明書の写しを受領するまでは、サイトの影響を受ける区域において作業を開始しないこと。

上記に従い除去証明書が発行された後に、請負者が不発弾に遭遇した場合は、 請負者はサイトにおいて影響を受ける区域におけるすべての作業を中止し、請 負者の要員、発注者の要員及びその他全ての者を当該区域から退去させ、エン ジニア及び関係当局に通知すること。

請負者との間で別段の合意がない限り、発注者は、その後除去及び廃棄の措置を整え、更なる除去証明書を入手し発行すること。影響を受ける区域での作業は、請負者が、エンジニアの追加指示がある場合はその指示とともに、再発行された除去証明書のコピーを受領した後に再開すること。

JSSS 2.1.1 有害物質

サイトに有害物質が存在する可能性があると考えられるときは、その旨及び全 てのあり得る有害物質の詳細を特記安全仕様書に記述すること。

JSSS 2.1.2 (4) アスベスト

サイトにその形態を問わずアスベストが存在する可能性 (例えば、既存の建物、構造物又は設備、又はサイトに廃棄又は埋められたもの)) が分かっているときは、実施機関が入札要請前に資格を有する専門のコンサルタント又は請負者を雇用して調査すること。この調査結果を特記安全仕様書に明確に記述し、調査結果を含むすべての情報を特記安全仕様書で提供すること。

可能であれば、このアスベストの除去及び廃棄は工事開始前に、実施機関が自身による手配と費用で行うこと。除去及び廃棄は、安全で環境的に許容できるアスベストの除去及び廃棄の適切で専門的な資格を持ち、熟練し、経験を持つ、実施機関が直接雇用する専門の請負者によって実行されるものとする。

除去及び廃棄が完了したことは、専門請負者による適切な証明書の発行により 証明すること。また、証明書の写しをエンジニア及び請負者に提供こと。この 証明書の写しをエンジニア及び請負者が受領するまでは、サイトにおいて作業 を開始しないこと。

上記に従い除去証明書が発行された後に、請負者がアスベストに遭遇した場合は、請負者はサイトの影響を受ける区域におけるすべての作業を中止し、請負者の要員、発注者の要員及びその他すべての者を当該区域から退去させ、エンジニア及び関係当局に通知すること。

発注者と請負者の間で別段の合意がない限り、エンジニアは GC 13 [変更と調整]により、適切な変更を発出すること。

もし請負者が除去を実施する場合は、除去と廃棄の範囲と要求事項に関する全ての詳細を図面とともに特記安全仕様書に記述すること。

	除去と廃棄の見積りが可能となるよう動員や除去のための人的資源及びアスベストがある区域の概略の数量に対する一括総額価格とともに、独立した支払項目を数量表に含むこと。
JSSS 2.1.7 (6) - (13) モニタリング	請負者は、工事又は他の財産に損傷又は弱体化等の悪影響が及ばないようにするため、工事の遂行により発生する振動、沈下及びその他の悪影響をモニタリングすること。
と記録	もし、工事の実施が「他の財産」に何らかの損傷を及ぼす危険性があり、実施機関が特別なモニタリングの機器、場所及び要求事項が必要と考えるときは、 これらを特記安全仕様書に規定すること。
	例えば、請負者が他の財産の損傷を防ぐためのモニタリング手順を確立するために、特記安全仕様書にモニタリングの基準を含めることも考えられる。
	特別な要求事項が含まれるときは、この要求事項は最低限のものであり、要求 事項の遵守が、他の財産に損害を与えることなく工事を遂行するという契約に よる請負者の責任を免ずるものではないことを、特記安全仕様書の関連条項に 明記することが重要である。
JSSS 2.2.2 工事区域の周 囲	特記安全仕様書には、要求される工事区域境界の囲い柵又はバリアについて、 その範囲、寸法、構造詳細、仕様、仮設か否かを記述すること。これらは、危 険作業が必要とされる場所に関しては特に必要である。すべての情報は図面に も示すこと。
	サイト出入り口のゲート、バリア及び他の措置については、通信、照明及び電気供給の方法を含めて記述すること。
	サイト出入り口及びサイト周辺の警備の要求事項、及びこれを請負者、発注者 のいずれが行うべきかについて記述すること。
JSSS 2.2.6 地域社会との コミュニケー ション	請負者は、例えば交通安全や啓発活動を実施するなど、発注者が地域住民との 関係を構築、維持するために協力すべきことを、特記安全仕様書に要求事項の 全ての詳細を含めて記述すること。
JSSS 2.8 火災予防	契約は、請負者に工事の管理について義務を課しているが、特記安全仕様書に、請負者がサイトで提供する必要がある特別な消防及び救助サービスと施設に関する一覧と記述を含めること。
	これは、サイトが都市部からある程度離れている、及び/又は近くに利用できる適切な消防及び救助サービス及び施設がない、又はこのようなサービス及び施設がない、その能力及び水準が不足している、又は工事の性質により必要な場合に特に関係しており、請負者は、請負者の要員を完全に保護するために必要な、利用可能なサービスや施設の不足及び関連する地域の消防及び救助サービス当局の不足を補うためサイトに追加的なサービス及び施設を提供する責任がある。

周辺の状況を、実施機関は設計段階で調査し、全ての要求事項を特記安全仕様書に明確に記述すること。

このようなサイトでの追加的サービス及び施設等には、例として下記のような ものが含まれる。

- (1) サイト内を拠点とする装備した消防車及びサイトの作業員から選別した有能な運転手と乗員
- (2) 緊急時の使用を維持できる十分な仮設の水及び電力の供給
- (3) 消防及び救助チーム用の追加的保護具
- (4) サイト周辺の増強した防火装置及び施設
- (5) 上記サービス及び施設が週7日、1日24時間利用可能、又は、契約情報に示された通常の作業時間内に利用可能であること

該当する場合は、サイトにいる請負者の要員から選ばれる緊急消防チームの選別、訓練及び装備の詳細を特記安全仕様書に規定すること。

緊急消防チームは、通常作業に加えて火災の時には直ちに招集され、閉じ込められたり、負傷したり、火事によって影響を受けたり、能力を失ったりする可能性のある人を救助し、専門的かつ適切な応急手当及び治療を提供すること。

特記安全仕様書には、請負者の義務を制限することなく、工事において請負者が提供すべき防火サービスに関する具体的なの範囲を記述すること。

契約により要求されるサービス及び施設、又はJSSSにより要求される追加的な施設が欠陥通知期間に継続して必要とされる場合、又は引渡証明書の発行時に発注者に引き渡される場合は、その旨を特記安全仕様書に明確に規定すること。これら全てのサービス及び施設は、仕様とともに完全に規定すること。施設を発注者に引き渡すときは、交換、修理又は改修の要求事項を記述すること。

JSSS 3 地下埋設物等 及び架空線上 空施設一般

特記安全仕様書は、既存の地下埋設物又は架空線に関して必要な作業の範囲を 記述すること。また詳細及び仕様は図面にも示すこと。

これらが発注者の所有である場合は、その旨を明記し、その経路、規模、目的を記述すること。これらが工事の完成期限までの間に、機能を維持し使われるか、撤去されるか、その場合は誰によってなされるかについても記述すること。

これらが公共機関又は第三者の所有物である場合は、その旨を明記し、所有者、経路、規模、目的を記述すること。

公共機関又は第三者の規則の写しを、特記安全仕様書に記載するか、又は入札書類とともに利用できるようにすること。

これらが工事の完成期限までの間に、機能を維持し使われるか、撤去されるか、その場合は誰によって(すなわち、当該機関か、第三者か、請負者か)なされるかについても記述すること。また特記安全仕様書は、請負者が作業を実

	施するときは、当該機関又は第三者の手続き及び要求事項(保険の責任、安全
	加りるとさは、ヨ該機関又は第二年の子続き及び安水事項(保険の責任、安王 の手順を含む)についても記述すること。
JSSS 4.7	燃料の貯蔵及び給油施設がサイトに既に存在し、請負者が工事に利用できる場
仮設給油施設	合は、その旨及び使用にあたっての要求事項について特記安全仕様書に記述す
	ること。
	適用できる場合には、請負者は、請負者の機器の使用のために、サイトに仮設
	の燃料貯蔵・給油施設を設計し、建設すること。このような施設の設置及び使
	用に関して何らかの制限がある場合、その旨を特記安全仕様書に記述するこ
	٤.
JSSS 6.1.1	JSSS 1.37 [仮設工事の設計と管理]に従い、請負者は原則として BS5975: Code
仮設工事の設	of Practice for Temporary Works Procedures and the Permissible Stress Design of
計と準備	Falsework の Sections 1 and 2、又は同等の代替基準に準拠することが要求される。
	複雑な仮設支保又は荷重を受ける支保工等の設置を必要としない極端に小規模 なプロジェクトにおいては、次の代替要求事項を適用できる。その場合下記を
	なプログェクトにおいては、例の代替安水事項を適用できる。その場合下記を 特記安全仕様書に記載すること。
	「請負者は、仮設工事の設計、材料の選択、部材及び機器、使用、管理、解体 及び撤去から発生するリスクを管理するために、例えば次の事項を確保するな
	ど、効果的な体制が整っていることを安全計画書に記述して示すこと。
	(1) 適切に資格及び経験を有するスタッフの任命
	(,,
	(2) 適切な仮設工事設計書の作成
	(3) 仮設工事設計の内部又は外部の独立した照査
	(4) 全ての仮設工事の詳細と日付を示した書面による記録の作成
	(5) 全ての仮設構造物の材料、部品及び機器を含む、組立て前点検
	(6) 下記の手順を含む仮設構造物の建設、安全な使用、維持管理及び解体
	の管理及び監督
	(a) 仮設構造物が設計に従い建設されたこと及びこれが完成して安
	全に使用できることを示す安全衛生管理者が署名した証明の確
	認。
	(b) 永久構造物の強度が仮設構造物を解体できる適切な強度に達し
	たこと、及びこれを解体してもよいことを示す安全衛生管理者
	が署名した証明の確認。
	JSSS 1.18 [請負者の要員の適正配置]に従い、請負者は、仮設構造物の設計、建
	設、維持管理、解体及び撤去の全てが能力と経験を有する要員によって、確実
	に管理され十分に監督された方法で行われるようにすること。
JSSS 6.2	モニタリングの要求事項については、本表の上記 JSSS 2.1.7 [モニタリングと記
土留め工	録]を参照すること。

JSSS 6.3	モニタリングの要求事項については、本表の上記 JSSS 2.1.7 [モニタリングと記
仮締切工	録 を参照すること。
JSSS 7.1.2	キニタリングの要求事項については、本表の上記 JSSS 2.1.7 [モニタリングと記
モニタリング	録 を参照すること。
JSSS 7.2	 請負者は、JSSS 7.2[特記安全措置]により、人力又は機械掘削の選択、請負者
特記安全措置	の機械の種類の選択、仮設構造物の種類の選択、土留め工、残土処理、保管及
14 10 1 11 11	び取扱い、表面水及び地下水管理、盛土及び切土形状等を行うこと。
	請負者の掘削方法、機械の種類、仮設構造物、土留め工、残土処理、保管及び
	取扱い、表面水及び地下水管理、盛土及び切土形状等に対して、既知の特定の
	要求事項、又は制限がある場合は、その旨を要求事項とともに特記安全仕様書に記述すること。
JSSS 7.6.1	工事の範囲にトンネル掘削用の発破作業を含んでいる場合(現状 JSSS の範囲
適用範囲	工事の配西にドンネル掘削用の光破下来を占んている場合 (現代 1555 の配西 にはトンネルの発破は含まれていない)、全ての安全要求事項を特記安全仕様
	書に明記すること。
JSSS 7.6.2	発破作業が許されない場合には、その旨を特記安全仕様書に記述し、要求事項
要求事項一般	及び制限事項があればそれらを明記すること。
JSSS 7.6.10	モニタリングの要求事項については、本表の上記 JSSS 2.1.7 [モニタリングと記
モニタリング	録 を参照のこと。
JSSS 8.2.7	モニタリングの要求事項については、本表の上記 JSSS 2.1.7 [モニタリングと記
モニタリング	
GC 6.6	特記安全仕様書に、請負者が請負者の要員に提供すべき必要な宿泊及び福利厚
要員及び作業	生施設を記載し、発注者の要員及びその他の者に対してもこれらの施設又は更
者用施設	なる施設を提供するか否かを記述すること。
	 サイトにこのような施設のために使用できる区域がある場合は、その旨を記載
	し、要求事項や制限事項があればそれらも示すこと。
	 特記安全仕様書には、要求される節囲、設計、構造に関する詳細及び仕様、仮
	設か永久建設物かを記述し、図面にも示すこと。
	このような施設が必要とされる場合、特記安全仕様書には下記の詳細を記述すること。
	(1) ゴミの除去・処分、げっ歯類・昆虫の駆除など、清潔で居住性の高い
	衛生的で安全な状態に維持するために必要な施設の維持管理、修繕、
	清掃などの責任と範囲。
	(2) 飲料水の供給、水と電力の供給、廃水と下水の排水と処理の責任と範
	囲。
	(3) 欠陥通知期間においてもこれらの施設を提供する必要があるか否
	か。
	,, U

(4) これらの施設は引渡証明書の発行後に、請負者によって撤去されるべきか、又は発注者に引き渡されるべきか。引き渡す場合はどのような条件か。

請負者が提供する施設の範囲は、サイトの特質と場所、そこへのアクセスの状況を考慮し、遠隔地の場合は、全ての利用者と居住者の健康、衛生、快適性、福祉及び安全を向上させるために、より広範囲かつ高い基準の施設を提供するよう考慮すること。

✓

3 数量明細書

3.1 JSSS 要求事項の組込み

- (1) 実施機関が the Bidding Documents, Section IV. Bidding Forms に従い準備する数量明細書は、JSSSの主要な構成部分に対応する個々の支払項目を含まなければならない。
- (2) 実施機関は、下記の目的のために「円借款事業に係る標準入札書類」に従い数量明細書を作成しなければならない。
 - (a) 請負者が JSSS を遵守するための費用を入札額に含めることができるようにする こと。
 - (b) GC 14 [Contract Price and Payment]に従い、請負者の支払申請書の一部として、計算書の根拠を提供すること。
- (3) Bill No. 1 General Items には安全仕様書の主要構成部分である以下の事項について、 適切な支払項目を含めること。
 - (a) 安全衛生管理者 (HSO) 及び補助スタッフの任命、及び安全管理活動の提供 (JSSS 1.13)
 - (b) 技能訓練(JSSS 1.21)
 - (c) 事故対応計画(JSSS 1.24)
 - (d) 緊急時対応計画(JSSS 1.26)
 - (e) 健康管理及び医療(JSSS 1.36)
 - (f) 仮設工事の設計と管理 (JSSS 1.37)
 - (g) 火災予防 (JSSS 2.8)

上記の支払項目は、概ね次の表 3.1[数量明細書の支払項目例]に従い一括支払いのもの と月払いのものに区分すること。

施設の建設と撤去 サービスの提供 項目 説明 (月次) (一括) 安全衛生管理者 (HSO) 及び補助 員の任命、及び安全管理活動の提 (a) ✓ 供 技能訓練 **√** (b) 事故対応計画 ✓ ✓ (c) (d) 緊急時対応計画 ✓ ✓ 健康管理及び医療 (e) ✓

✓

表 3.1:数量明細書の支払項目例

(4) 事故対応計画に対する上記表の例は次である

仮設工事の設計と管理

- (a) 一括支払は、下記の施設や設備の提供及び撤去の費用を賄うものであること。
 - (i) 病室

火災予防

(f)

(g)

- (ii) 救急車(サイトに配備する場合)
- (iii) 応急手当用品、補助用具、器具、医薬品
- (iv) 通信設備
- (v) その他事故対応に必要な仮設建設物
- (vi) 水や電力の通常供給ができなない時の仮設の供給
- (vii) その他特記安全仕様書で規定された、又は契約を遵守するために必要なその 他の施設
- (b) 月次支払は、下記を含む定期的に必要となる費用を賄うものであること。
 - (i) 医療スタッフ、運転手、付添者の給与、生活費及びその他の費用
 - (ii) 医療用、救急用及びその他の消耗品、
 - (iii) 医療スタッフ用の保護具の供給及び交換
 - (iv) 燃料、水、電力及びその他の消耗品の費用
 - (v) 継続的な施設の清掃、保守、修理
 - (vi) 応急手当訓練
 - (vii) その他特記安全仕様書で規定された、又は契約を遵守するために必要なその 他のサービス
- (5) サービス提供に対する月次支払項目の数量は、通常は工事完成期限を超えない必要な 期間に対するものとする。未完成工事部分又は欠陥の是正を監督するための欠陥通知 期間において必要とされるサービスに関しては、通常請負者の費用としなければなら ない。
- (6) JSSSの他の部分については、例えば既知の有害物質の除去及び発破工事など、特定の 工事の範囲に応じ、適切な支払項目を他の数量明細書に含めること。